

# 行政監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、町の事務執行が法令等の規定に従って適正に行われているかだけでなく、経済性、効率性及び有効性などの観点に沿って監査を実施するものである。

### 2 監査のテーマ

補助金等の支出に関する事務について

### 3 監査の目的

厳しい財政状況の中で、本町が交付している関係団体などへの補助金等の財政援助に係る必要性の見通しを把握するとともに、その支出事務執行の実態を検証し、当該の事務が法令等の定めによるところに従って、より一層の経済的、効果的及び有効的な執行に資することを目的とする。

### 4 監査の方法

監査を行うに当たり、平成28年度及び平成29年度に本町が支出した補助金等（補助金、交付金、助成金）について、事前審査を行い、関係する条例、規則及び要綱等に基づく事務処理等が適切に行なわれているかを対象部課からの説明聴取を中心に本審査を実施した。

### 5 監査の対象部署

総務部	総務課、防災交通課、総合政策課、財政課、税務課
福祉部	町民課、福祉課、介護支援課、保健課
産業振興部	農政課、商工観光課、水産みどり課
建設水道部	上下水道課
教育委員会	学務課、生涯学習課、中央公民館、西公民館、東公民館

### 6 監査対象の補助金等事業

(1) 補助金	平成28年度	127件	平成29年度	123件
(2) 交付金	平成28年度	27件	平成29年度	26件
(3) 助成金等	平成28年度	5件	平成29年度	5件

### 7 監査の期間

平成30年8月31日から平成30年9月5日までの4日間

### 8 監査の着眼点

- (1) 補助金等に係る公益上の必要性、支出理由等が明確であるか。
- (2) 本町の負担額、負担割合が妥当であるか。
- (3) 実績報告書などによる補助金等の効果及び条件の履行の確認並びに交付団体への指導監督は適切に行われているか。

## 第2 監査の結果

### 1 監査の結果の概要

補助金等の支出に関する事務について、おおむね目的及び趣旨に適応した解釈がされ、適正に事務処理が執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善を要する事例があった。

なお、所管の部課では今一度補助金等の交付に当たっては、事務処理方法を精査し、それぞれ適正な措置を講じられることを望むものである。

また、改善等の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

## 2 改善を要すると認められる事項

### (1) 補助金等の交付額の妥当性と実績に伴った交付額の決定について

補助金等が交付された団体の収支報告で多額の繰越額を残す例が多く見受けられた。繰越額があった団体においては、事業効果を十分精査し、交付額が適正であるかを検討したうえで、交付条件に合った補助金の交付に努められたい。

また、補助金を交付した団体で、事業の一部が未実施であったにも関わらず、補助金の減額等が行われていない例も見受けられた。申請時の交付条件が未達成の場合、実績に応じて額を変更するなど適正な補助金等の交付に努められたい。

### (2) 額の確定に関する事務処理の統一について

補助金等の交付事務の一つである額の確定に関する取り扱いが部署により異なるのは、町民に誤解と混乱を与える恐れがあることから、必要な事務手順の統一を図るよう改善に努められたい。

### (3) 補助申請等に係る事務処理及び文書管理の徹底について

補助金等の事務処理及び文書管理に関しては、日頃から交付事務が適正行われいるか留意するとともに、特に町が事務局を持つ外郭団体の事務においては、日頃から事務を明確に区別するなど、町民から不信感を持たれることがないように注意願いたい。